

ビジネスオーナーズ(一般物件用)のご案内

ビジネスオーナーズ(一般物件用)は、**休業損失補償特約をセットした店舗総合保険**です。

※2021年1月保険始期以降より新規の販売を停止しています。

**店舗総合保険と
ココが違う!**

店舗総合保険で保険金のお支払いの対象となる事故によるお客さまの建物・動産の損害補償に加え、これらの事故により発生する休業損失まで補償します。

補償内容

財物損害リスクの補償

(店舗総合保険と同じ範囲を補償します。)

保険金のお支払い対象となる事故(注1)



①火災



②破裂・爆発



③落雷



④風災・雹災・雪災



⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、建物内部での車両またはその積載物の衝突・接触



⑥給排水設備の事故等による水濡れ



⑦騒擾・集団行動、労働争議に伴う暴力行為や破壊行為



⑧盗難による盗取・損傷・汚損



⑨水災



休業損失

左記の事故による店舗の休業損失 リスクをワイドに補償(注2)(注3)

休業損失を補償

損保ジャパンの店舗総合保険で補償される財物損害を被り、お客さまが店舗を休業した場合または店舗内外の電気・ガス・水道等が損害を被り、店舗を休業した場合の休業損失を補償します。

ご契約時にお決めいただいた保険金のお支払い対象期間(約定復旧期間)を限度に、「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注4) × 休業日数」をお支払いします。^(注5)



休業日数短縮費用を補償

仮店舗費用・移転広告費・外注費用などの、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用を補償します。

「この費用の支出によって減少させることができた休業日数 × ご契約金額(休業損失保険金額)^(注4)」または「ご契約金額(休業損失保険金額)^(注4) × 30倍」のいずれか大きい額を限度に実費をお支払いします。



(注1)各事故によるお支払いのご注意点およびお支払いする保険金は、店舗総合保険のパンフレットにてご確認ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2)上記基本補償にプラスして、下記の事故が発生したことによる休業損失の補償を追加することができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

破損・汚損などの事故による休業損失/食中毒による休業損失/ネットワーク中断による休業損失/仕入れ品の納品遅延による休業損失

(注3)補償の対象とならない期間やお支払いする保険金の限度額がありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注4)ご契約金額(休業損失保険金額)とは、1日あたりの補償額をいい、1日あたりの粗利益の額(売上高-商品仕入高および原材料費)の範囲内でご契約時に設定していただきます。

(注5)復旧期間内の売上減少高 × 支払限度率(直近の会計年度(1年間)の粗利益の額 × 110% ÷ 同期間内の売上高)から、臨時雇従業員を解雇したため支払う必要のなくなった人件費などの支払いを免れた経常費等を差し引いた額が限度となります。



主なオプション特約

お客様のニーズに合わせてオプション特約をセットし、補償を充実させることができます。

オプション

A 地震による火災補償 地震火災補償特約(店総用)



保険金をお支払いする場合 地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災による建物^(注1)、設備・什器等、商品・製品等の損害を補償します。

お支払いする保険金 ▶ 損害額

ただし、1事故・保険期間通算で保険金額の30%^(注2)もしくは50%^(注3)が限度となります。
なお、この特約をセットした場合は、地震火災費用保険金はお支払いの対象となりません。

(注1) 居住用建物(併用住宅)に対しては、この特約をセットすることはできませんので、地震保険にご加入ください。地震保険の補償内容、保険金額などにつきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2) <30%限度の地区> 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、三重県、京都府、大阪府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県

(注3) <50%限度の地区> 上記以外の地区

オプション

B 建物の破損・汚損等補償 破損危険補償特約 ビル総合特約



保険金をお支払いする場合

破損危険補償特約 ガラスの破損、いたずら、破壊行為などによる建物の損害を補償します。

ビル総合特約 破損危険補償特約の内容にくわえ、エレベーター・空調設備などの建物付帯設備の電氣的・機械的的事故による損害も補償します。

お支払いする保険金 ▶ (損害額-自己負担額) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$

ただし、保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。

オプション

C 設備・什器等の破損・汚損等補償 設備・什器等総合補償特約 事務用機器補償特約



保険金をお支払いする場合

設備・什器等総合補償特約 設備・什器等に生じた破損・汚損などの損害を補償します。

事務用機器補償特約 設備・什器等総合補償特約の内容にくわえ、事務用機器や厨房機械などの電氣的・機械的的事故による損害も補償します。

お支払いする保険金 ▶ (損害額-自己負担額) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$

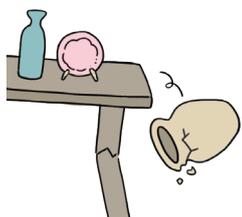
ただし、保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。

また、屋外看板修復費用保険金として、屋外に独立して設置されている看板が破損等の事故で損害を被り、修復を行ったときは、年間を通じて、設備・什器等の保険金額の3%または10万円のいずれか低い額を限度に「修復費用-自己負担額^(注4)」をお支払いします。

(注4) セットするオプションCの特約の自己負担額と同額となります。

オプション

D 商品・製品等の盗難、破損・汚損等補償 商品・製品等総合補償特約



保険金をお支払いする場合 商品・製品等に生じた盗難、破損・汚損などの損害を、保管中・輸送中を問わず補償します。(保管中のみの補償とすることも可能です。この場合は「商品・製品等総合補償特約(輸送中対象外)」をセットします。)

お支払いする保険金 ▶ (損害額-自己負担額) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$

ただし、保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。

また、輸送中の損害は1事故につき1,000万円もしくは保険金額または「損害額-自己負担額」のいずれか低い額が限度となります。

オプション特約選択の POINT!

破損・汚損等補償については、お客さまのご希望にあわせた特約、自己負担額を選択できます。

保険の対象	破損・汚損・盗難による損害	電氣的・機械的 事故による損害	特約名称	自己負担額
建物	○	×	破損危険補償特約	なし/3万円/10万円
	○	○	ビル総合特約	なし/3万円/10万円
設備・什器等	○	×	設備・什器等総合補償特約	3万円/10万円
	○	○	事務用機器補償特約	3万円/10万円
保険の対象	破損・汚損・盗難による損害	輸送中の事故による損害	特約名称	自己負担額
商品・製品等	○	○	商品・製品等総合補償特約	3万円/10万円
	○	×	商品・製品等総合補償特約 (輸送中対象外)	3万円/10万円

～オプション特約セット時のご注意点～

- ・貴金属・宝石・書画・彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本(本などの原稿)、試運転中の什器、野積みの商品、生鮮食品など、ご契約いただく保険の対象によっては、オプションB～Dの補償の対象とならない場合がありますのでご注意ください。
- ・オプションB～Dをセットした場合は、事故の形態によっては各種の費用保険金等をお支払いする場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。
- ・オプションA～D以外にも、業務用の通貨や預貯金証書に生じた損害や、お客さまの事業活動に伴う事故により法律上負担する賠償責任による損害を補償する特約も追加することができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険の対象

ビジネスオーナーズで お引受けができる保険の対象(注1)(注2)(注3)

- ・事業専用または併用住宅「建物」
- ・事業専用建物または併用住宅建物内に収容の「設備・什器等」、「商品・製品等」

ビジネスオーナーズで お引受けができない保険の対象

- ・併用住宅に収容される家財
- ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- ・屋外設備・装置(注4)、野積みの動産、通貨・有価証券・預貯金証書等

- (注1) 保険の対象に個人所有の併用住宅建物が含まれていないご契約に対して、新たに個人所有の併用住宅建物を追加することはできません。
- (注2) 建物に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産は、建物とは別に保険の対象としてご契約いただかなければ損害を受けても保険金はお支払いできません。また、建物に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物外にある間(消防または避難に必要な処置による場合を除きます。)は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできません。
- (注3) 明記物件(貴金属・宝石・書画・彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するものなど)は、保険証券に明記しなければ保険金のお支払い対象になりませんので必ずご申告ください。
- なお、明記した場合でもオプション特約の補償の対象にならないものがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注4) 屋外設備・装置とは建物以外の構築物で、門、塀、垣、物置、車庫、看板、電柱、煙突、広告塔、ネオンサイン装置、アーケード設備等をいいます。保険の対象が建物の場合は、同一敷地内にある門、塀、垣、66㎡未満の「物置、納屋、車庫、その他付属建物」については、建物の保険金額に門、塀、垣等の金額を加算して保険金額を設定いただき、かつ保険証券に明記してご契約される場合のみ保険の対象とすることができます。

保険金をお支払いできない主な場合

◆次のような事由によって生じた損害または損害を受けた結果生じた休業損失に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
（居住用建物（併用住宅）で「地震保険」を付帯する場合および居住用建物以外で「地震火災補償特約（店総用）」をセットする場合は、それぞれの約款に基づき、お支払いの対象となります。）
- ・燃料物質に起因する事故
- ・下記の1.～3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害
ただし、P1①～⑨の事故が生じた場合は、1.～3.のいずれかに該当する損害にかぎりません。
 1. 保険の対象の欠陥（ご契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。）
 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 3. ねずみ食い、虫食い等

- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・ご契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- ・法令による定期検査または性能検査を必要とするボイラ・ガスタービン・油圧機等を保険の対象とする場合の、破裂・爆発によりその機器に生じた損害
- ・火災などの事故の際の紛失、盗難
- ・動産が屋外にある間に生じた盗難
- ・保険料領収前に生じた事故
- ・テロ行為^(注)または情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害（保険金額10億円以上の場合にかぎりません。）

（注）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

など

◆上記に加えて次のような事由によって生じた損害または損害を受けた結果生じた休業損失に対しては、P2のオプション特約をセットした場合でも保険金をお支払いできません。

- ・土地の沈下・隆起・移動・振動等による損害
- ・ボイラスケール、キャビテーションその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等に生じた損害（P2のオプション④、⑤の補償）
- ・詐欺または横領によって生じた損害

- ・保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害など

※上記以外にも自動セットされる特約および各種オプション特約により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ビジネスオーナーズは休業損失補償特約（店総用）およびオプション特約をセットした店舗総合保険の商品のペットネームです。
- このチラシは概要を説明したものです。さらに詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「店舗総合保険のパンフレット」、「重要事項等説明書」等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約に際しては、重要事項等説明書を必ずお読みください。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

【商品に関するお問い合わせ先】
損保ジャパン 取扱代理店
保険プラス 株式会社リンクソリューション
<https://www.hokenplus.com/>

※ お問合せ・お見積りは下記サイトからどうぞ
□ 損保ジャパン 法人火災保険
<https://www.nksj.info/company.html>